

答申第8号

平成7年7月5日

相模原市長 館 盛 静 光 殿

相模原市公文書公開審査会
会 長 栗 原 勤

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成7年1月20日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、
別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

(仮称)〇 〇マンションに係るあっせん開催結果報告書(平成6年4月〇日、平成6年4月〇日開催)を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、(仮称)〇 〇マンションに係るあっせん開催結果報告書(平成6年4月〇日、平成6年4月〇日開催)(以下「本件文書」という。)を相模原市長が平成6年〇月〇日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、相模原市長が本件文書を相模原市公文書公開条例(昭和61年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項第1号、第2号及び第5号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第6条第1項第1号該当性について

本件文書は、相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年相模原市条例第31号。以下「紛争調整条例」という。)に基づき行われたあっせんの当事者にとって唯一の証拠であり、当事者にはその内容が客観的に事実に基づいて書かれているかを知る権利があり、常識的には、記載内容を当事者間で確認すると同時に、当該あっせんに出席した人達全員に配布されるべきものである。

本件文書は、当該あっせんの当事者が求めているものであること及び本件文書に個人に関する情報が記載されていたとしても、当該あっせんの場に同席している者に関する情報であり、公開されたとしても、何ら問題は生じない。

また、市職員は公の事業を行っている者としてとらえるべきで、職員の氏名等の公開は当然である。

したがって、条例第6条第1項第1号には該当しない。

本件文書を公開することによって、利害関係人に影響が及ぶものであるとするなら、不服申立人に係る部分だけでも公開すべきである。

イ 条例第6条第1項第2号該当性について

当該あっせんに係る建築物の建築主側(以下「事業者」という。)とは、当該あっせんとは関係なく、具体的な話し合いを持ち、現在、闘争状態ではない。

このことは、実施機関のほうにも伝えてあり、本件文書を公開したとしても当該事業者に不利益を与えるおそれはない。

実施機関は、本件文書を公開することによって、当該事業者が他のマンションを造るときなど今後の企業活動に支障をきたすおそれがあるとしているが、たとえ、本件文書が公開されたとしても、他のマンションの建設事業に支障が生じるということは考えられず、本件文書を公開することにより、企業活動を阻害するということはない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しない。

ウ 条例第6条第1項第5号該当性について

あっせんを非公開とする理由はなく、本来、公開すべきものである。また、非公開とする場合でも、事案の内容や質によって公開、非公開の判断をすべきであり、当該あっせん事案については、相当の回数、事業者とも話し合いを進めてきており、本件文書が公開されたとしても、当該事務事業や、将来の同種の事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがあるとはいえない。

したがって、条例第6条第1項第5号には該当しない。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに紛争の解決のためのあっせん及び調停に関し必要な事項を定め、良好な近隣関係の保持に資するために制定された紛争調整条例に基づき平成6年4月○日（以下「第1回あっせん」という。）及び同年4月○日（以下「第2回あっせん」という。）に行われたあっせん開催結果の報告文書であり、あっせんの結果を一般的な書き方の例に従って件名、日時、場所、出席者及び話し合いによる結果の内容を記載したあっせん開催の結果報告書（以下「報告書」という。）に関係書類（出席者名簿、委任状、計画変更内容一覧及び計画図面（第1回あっせんの報告書に添付）及び要望書（第2回あっせんの報告書に添付））を添付し、構成している。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

報告書に記載されている出席者及び結果の内容並びに報告書に添付されている出席者名簿、要望書に記載された氏名等及び委任状は個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから条例第6条第1項第1号本文に該当する。

同号ただし書（公開しないことができる公文書の例外規定）の該当性については、紛争調整条例の目的及び当該情報の内容から、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しないものである。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

報告書に記載されている件名、出席者及び結果の内容並びに報告書に添付されている出席者名簿、委任状、計画変更内容一覧、計画図面及び要望書は、法人の企業活動に関する情報であって、公開することにより、計画建築物が近隣住民との紛争物件であること及び話し合いによる結果の内容が明らかにされ、社会的な信用上の不利益を与えるおそれがあることから、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のものであり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

同号ただし書（公開しないことができる公文書の例外規定）の該当性については、紛争調整条例の目的及び当該情報の内容から、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第6条第1項第5号該当性について

当事者双方の話し合いが十分に行われるような環境とするため、相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成2年相模原市規則第3号。以下「紛争調整条例施行規則」という。）において「あっせん又は調停の手続きは公開しない。」と規定しており、あっせん開始の前にこの趣旨を出席者に説明し、あっせんの状況及び内容は公開しないものとして当該あっせんが行われているものである。

報告書は、こうして行われた当事者双方の話し合いの結果を記録したものであること、委任状、計画図面等の関係書類は、話し合いを行うためのものであり、本件文書を公開することは、当該あっせん関係者と市との信頼関係が著しく害されることになるだけでなく、紛争の予防と調整を図り、良好な近隣関係の保持に資するという当該事務事業の目的を失わせることとなる。また、今後、紛争調整条例に基づく同様のあっせんが生じた場合、当事者間の話し合いが十分に行われなくなるなど将来の当該事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。

したがって、非公開とした本件文書は、条例第6条第1項第5号に該当するものである。

(5) その他

紛争調整条例施行規則第18条において「あっせん又は調停の手続きは、公開しない。」と規定しており、条例第6条第1項第6号の「法令の定めるところに

より明らかに公開することができないとされている情報」に該当すると考える。しかし、条例の解釈及び運用の基準によると「『法令』とは、法律、政令、省令及び条例等をいい、市の規則や規程は含まない。」とされていることから、非公開とすることができる情報として掲げている条例第6条第1項第6号の適用をしなかったものである。

4 審査会の判断理由

(1) 紛争調整条例に基づくあっせんについて

ア 紛争調整条例に基づくあっせんは、中高層建築物の建築主と近隣住民との間で建築計画に対する主張の隔たりが大きく、当事者双方の話し合いが円滑に進まずに紛争となった場合に、当事者からの申出があった場合に行われるものであり、具体的な手続きについては、紛争調整条例及び紛争調整条例施行規則等に定められている。

イ 紛争調整条例に基づくあっせんは、当事者間の紛争に対し円満に話し合いが進むよう相模原市建築相談員（相模原市非常勤特別職員）の司会のもとに非公開で行われ、具体的には、建築主側から建物の概要及び紛争に至る経過を説明し、住民側から要望事項を述べて話し合いに入り、要望事項に対し相互に合意点を見出すようにして行われている。

(2) 本件文書について

ア 本件文書は、このようにして行われたあっせん開催結果の内容についての要点を記載し、関係書類が添付されている報告文書である。

イ 本件文書のうち、第1回あっせんに係る報告書は、内部決裁を受けるための起案文書（以下「文書①」という。）、第1回あっせんの報告書（以下「文書②」という。）、出席者名簿（以下「文書③」という。）、当該あっせんに係る委任状（以下「文書④」という。）及び計画変更内容一覧（計画図面を含む。以下「文書⑤」という。）により構成されている。

ウ 本件文書のうち、第2回あっせんに係る報告書は、内部決裁を受けるための起案文書（以下「文書⑥」という。）、第2回あっせんの報告書（以下「文書⑦」という。）、当該マンション建築についての要望書（以下「文書⑧」という。）、出席者名簿（以下「文書⑨」という。）及び当該あっせんに係る委任状（以下「文書⑩」という。）により構成されている。

エ 文書①から文書⑩に記載されている情報は、別紙1のとおりであることが確認された。

(3) 本件処分に係る具体的な判断にあたって

ア 実施機関は、本件文書に記載された情報は、条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号に該当するとして非公開決定をしている。そこで、「公開しないことができる公文書」を規定した条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号への該当性について検討し、判断することとする。

イ 不服申立人は、本件不服申立てを行うにあたり、本件文書の公開については、本件文書に係る本人情報であること、当該あっせんに係る当事者であることから条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号のいずれにも該当しないと主張する。

個人に関する情報に対する本人請求などについては、他の地方公共団体では、公文書（情報）公開条例の中に個人に関する情報の本人への公開を規定している例も見受けられる。しかし、条例には、個人に関する情報の本人への公開及び当事者としての公開についての規定がない。したがって、「公開しないことができる情報」は、請求者のいかなを問わず判断することができるものであり、特定の個人に関する情報について、当該本人が請求した場合や本人の同意を得て請求した場合であっても、条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号への該当性については、請求者が誰であるかを離れ、客観的な基準をもって判断すべきものとする。

(4) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができるとしている。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものであると解される。

ところで、「個人に関する情報」とは、①住所、氏名等の基本的事項に関する情報、②社会的な地位、活動、経歴に関する情報、③知識、技能、能力に関する情報、④思想、信条に関する情報、⑤経済的な状況に関する情報、⑥心身に関する情報、⑦その他特定の個人が識別され得る情報をいう。また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、特定の個人であると明らかに識別できるもののほか、識別できる可能性がある情報をいう。すなわち、氏名等のように特定の個人が識別できる情報はもとより、それらが含まれていない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識

別できる情報も本号本文に該当する情報であると解される。

イ 実施機関は、報告書に記載されている出席者及び結果の内容並びに報告書に添付されている出席者名簿、要望書に記載された氏名等及び委任状は個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから条例第6条第1項第1号本文に該当するとして非公開としている。

ウ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、本件文書のうち、次に掲げるものについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(7) 文書①及び文書⑥に記載された職員の職氏名（印影を含む。）

(イ) 文書②並びに文書⑦に記載された相談者（相模原市建築相談員）及び職員の職氏名

(ロ) 文書②、文書③、文書⑦並びに文書⑨に記載された近隣住民出席者の氏名、住所及び電話番号並びに建築主側出席者の氏名、住所、電話番号及び役職名

(ニ) 文書④並びに文書⑩に記載された委任者並びに受任者の住所及び氏名（印影を含む。）並びに委任の内容

(ホ) 文書⑦に記載された発言内容及び個人名

(カ) 文書⑧に記載された提出者の住所及び氏名（印影を含む。）

(5) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書では、個人に関する情報であっても、例外的に公開できる情報を掲げ、(7) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報、(イ) 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報については、条例第6条第1項第1号本文に該当する場合であっても、公開することができるとしている。

イ こうしたことから、実施機関では、文書①、文書②、文書⑥並びに文書⑦に記載された相談者（相模原市建築相談員）及び職員の職氏名等については、従来より慣行上公表しており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実な情報であることから条例第6条第1項第1号ただし書に該当するとして、公開すべき情報とした。しかし、話し合われたあっせんの内容がどのように記載されているかが公文書公開請求の主たる理由であり、この部分だけを公開したとしても請求の趣旨にそぐわないことから非公開にしたとしている。

ウ 当審査会で、上記イに記載されたもの以外の個人に関する情報について個別、具体的に審査した結果、これらの個人に関する情報は、公表することを目的として作成したものではないこと。また、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報とは認められず、条例第6条第1項第1号ただし書には該当しないものと判断する。

(6) 条例第6条第1項第2号本文該当性について

ア 実施機関は、本件文書に記載されている件名及び結果の内容並びに報告書に添付されている出席者名簿、委任状、計画変更内容、計画図面及び要望書は、法人の企業活動に関する情報であって、公開することにより、計画建築物が近隣住民との紛争物件であること及び話し合いによる結果の内容が明らかにされ、社会的な信用上の不利益を与えるおそれがあることから、当該法人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のものであり、条例第6条第1項第2号本文に該当するとして非公開としている。

イ 条例第6条第1項第2号本文では、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のもの。」については、公開しないことができるとしている。

これは、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その適正な事業活動上の利益も十分に保護されなければならないとの観点から定めたものと解される。

ウ 「不利益を与えないと明らかに認められるもの以外のもの」に該当するか否かについては、「不利益を与えないと明らかに認められるもの」に該当するかどうかによって判断すべきであり、(ア) 何人でも法令の規定により閲覧できるとされている情報、(イ) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報、(ウ) 統計のように素材が処理、加工されていて、個々の法人等が識別できなくなっている情報等については、不利益を与えないと明らかに認められるものであり、公開すべきであるが、それ以外の情報は公開しないことができるものであると解される。

エ 「公開しないことができる情報」としては具体的に、(ア) 生産活動上の秘密に関する情報、(イ) 販売（営業）活動上の秘密に関する情報、(ウ) 公開することにより、信用上不利益を与える情報、(エ) 経理、人事等もっぱら法人等の内

部情報であって、公開することにより、活動の自由や結社の自由が損なわれるものなどが掲げられる。

オ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、本件文書のうち、次に掲げるものについては、法人等に関する情報であって、上記ウの(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれにも該当しない情報であることは、明らかであるとともに、文書②、文書⑤、文書⑦並びに文書⑧に記載された建築主側の主張、回答及び結果、計画変更内容一覧及び計画図面並びに住民の要望内容は、上記エの(ア)、(イ)及び(ウ)に、また、文書②、文書③、文書⑦及び文書⑨に記載された建築主側出席者については、上記エの(イ)に該当すると認められ、これらの情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当すると判断する。

(ア) 文書①、文書②、文書⑥及び文書⑦に記載された件名

(イ) 文書②、文書③、文書⑦並びに文書⑨に記載された建築主側出席者の氏名
(法人名)、住所(所在地)、電話番号及び役職名

(ウ) 文書②並びに文書⑦に記載された建築主側の主張、回答及び結果

(エ) 文書③並びに文書⑨に記載された建築物の名称及び建築予定地

(オ) 文書④及び文書⑩に記載された委任の内容

(カ) 文書⑤の計画変更内容一覧及び計画図面

(キ) 文書⑧に記載された要望内容

カ 文書①、文書②、文書③、文書④、文書⑥、文書⑦、文書⑨並びに文書⑩に記載された件名、建築物の名称及び建築予定地については、本来、上記エの(ウ)に該当し、非公開とすることができる情報であるが、不服申立人が当該あつせん事案を特定して公文書の公開を請求していることから、既にあつせん物件であるという事実は明らかになっていると解され、実施機関がいう建築計画物が近隣住民との紛争物件であることが明らかにされ、社会的な信用上の不利益を与えるおそれがあるとして非公開としている理由はないと考えられる。したがって、当該情報は、法人等に不利益を与えないと明らかに認められるものに該当させることが条例の趣旨にも合致するものであると判断する。

(7) 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第2号ただし書では、法人に関する情報であっても、例外的に公開できる情報を掲げ、(ア) 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報、(イ) 人の生活を法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる著しい支障から保護するため、公開することが必要と認められる情報に

については、条例第6条第1項第2号本文に該当する場合であっても、公開することができるとしている。

イ 当審査会において、前述(6)オの情報について個別、具体的に調査した結果、これらの法人等に関する情報は、前記アの(7)及び(イ)のいずれにも該当しないものであり、公開することが必要と認められる情報とは認められず、条例第6条第1項第2号ただし書には該当しないものと判断する。

(8) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号では、「本市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、指導、取締り、渉外、争訟、交渉、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」については、公開しないことができるとしている。

これは、事務事業の公正又は円滑な実施を確保する観点から定めたものであると解される。

イ 本号によって公開しないことができる情報は、(7)本市の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であること、(イ)公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのある情報であること、の要件を満たすことが必要であり、「当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」とは、公開することにより、①事務事業を実施する意味を完全に喪失する情報、②事務事業を実施した成果が予定どおり得られなくなる情報、③特定の者に不当に利益又は不利益を与える情報、④本市の権利行使が著しく損なわれる情報、⑤経費が著しく増大し、事務事業の円滑な実施を困難にする情報又は実施の時期が大幅に遅れ、市民生活に著しく影響を及ぼす情報、⑥関係当事者間における信頼関係が著しく害され、その結果、相手方の理解や協力が得にくくなるおそれのある情報をいうものであると解される。

ウ 実施機関は、紛争調整条例施行規則において「あっせん又は調停の手続きは公開しない。」と規定しており、当該あっせん開始の前にこの趣旨を出席者に説明し、あっせんの状況及び内容は、公開しないものとして当該あっせんが行われていることから、本件文書を公開することは、当該あっせんに係る関係者

と市との信頼関係が著しく害されるだけではなく、紛争の予防と調整を図り良好な近隣関係の保持に資するという当該事務事業の目的を失わせることになる。また、今後同様のあっせんが生じた場合、当事者間の話し合いが十分に行われなくなるなど将来の当該事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがあるとし、本件文書のすべてが条例第6条第1項第5号に該当するとして非公開としている。

エ しかしながら、審査会で紛争調整条例施行規則第18条に規定する「あっせん又は調停の手続きは、公開しない。」ことについて、慎重に審議した結果、この規定は、あっせん又は調停はそもそも、当事者以外の者を排除し、具体的な影響を受けるおそれのある関係当事者との間で、影響を生じる問題点について当事者双方の理解のもとに自由闊達な話し合いにより紛争を解決するため、あっせん又は調停の場を非公開にしたものであり、手続き又は公文書のすべてを非公開にしたものではないと解する。したがって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのある情報に限定すべきであると判断する。

オ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、文書②並びに文書⑦に記載された建築主側及び住民の主張、回答、要望、発言並びに結果の内容、文書⑤の計画変更内容一覧及び計画図面並びに文書⑧の要望書については、当該あっせんが非公開であることを関係者が合意し、行われているものであり、当該文書が公開されることにより、市との信頼関係が著しく損なわれると認められる。また、今後、同様のあっせんが生じた場合、関係者の理解と協力により成立している紛争調整条例に基づくあっせんが拒否されるおそれが生じるなど条例第6条第1項第5号に該当すると認められるが、その他の情報については該当しないものと判断する。

(9) 条例第6条第2項該当性について

ア 条例第6条第2項によれば、「実施機関は、公開の請求に係る公文書に前項の規定により公開することができない情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、公開することができない情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、公開することができない情報に係る部分を除いて、当該公文書の公開をするものとする。」と規定している。

イ これは、公文書を可能な限り公開しようという趣旨から、公開することがで

きない情報とそれ以外の情報とが同一の公文書に記載されている場合において、容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、公開することができない情報に係る部分を除いて公開をすることとしたものである。

ウ 「容易に分離できる」とは、公開することができない情報の部分が記録されている状態や一部公開のために写しを作成する時間、費用等から総合的に判断し、容易に可能なときをいい、また、「公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」とは、請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う情報が、公開することができない情報に係る部分を除いた残りの部分から十分に知り得る程度に分離できる場合をいうと解される。

エ そこで、これを本件文書についてみると、文書①、文書②、文書③、文書⑥、文書⑦並びに文書⑨に記載された件名、日時、場所、相談者（相模原市建築相談員）及び市職員の職氏名（印影を含む。）、建築物の名称並びに建築予定地については、非公開とする理由はなく、公開できるものであるが、不服申立人が公文書公開請求書、不服申立書及び公文書公開請求に関する意見書において主張しているところによれば、不服申立人の知りたいとする内容は、あっせんの内容について客観的事実に基づいて書かれているかということであり、これらを公開したとしてもとうてい不服申立人の知りたいとする内容を満たすことはできず、不服申立人の請求の趣旨を失っていることは明らかであると解される。

(10) 結論

以上のとおり、本件文書を、条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号に該当するとして非公開とした実施機関の決定は、妥当なものである。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙2のとおりである。

別紙 1

本件文書について（対象文書）

文書名	記 載 さ れ て い る 情 報
文書①	起案文書 〔件名、職員の職氏名、印影〕
文書②	第1回あっせんの報告書 〔件名、日時、場所、出席者（近隣住民、建築主側、相談者（相模原市） 建築相談員、市役所（職員））、内容（建築主側及び住民の主張、要望並びに結果）〕
文書③	出席者名簿 〔建築物の名称、建築予定地、日時、場所、近隣住民側出席者（氏名、住所、電 話番号）、建築主側出席者（氏名、住所（法人名及び所在地）、電話番号、役職）〕
文書④	委任状 〔委任者（住所、氏名、印影）、受任者（住所、氏名、印影）、委任の 内容〕
文書⑤	計画変更内容一覧及び計画図面 〔計画変更内容、土地利用計画図、各階平面図、断面図〕
文書⑥	起案文書 〔件名、職員の職氏名、印影〕
文書⑦	第2回あっせんの報告書 〔件名、日時、場所、出席者（近隣住民、建築主側、相談者（相模原市） 建築相談員、市役所（職員））、内容（建築主側及び住民の回答、要望、発言並びに結果）〕
文書⑧	要望書 〔要望内容、提出者（住所、氏名、印影）〕
文書⑨	出席者名簿 〔建築物の名称、建築予定地、日時、場所、近隣住民側出席者（氏名、住所、電 話番号）、建築主側出席者（氏名、住所（法人名及び所在地）、電話番号、役職）〕
文書⑩	委任状 〔委任者（住所、氏名、印影）、受任者（住所、氏名、印影）、委任の 内容〕

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成7. 1. 20	○ 諮 問
2. 1 (第51回審査会)	○ 審 議
2. 3	○ 実施機関（主管：建築指導部建築調整室）に公文書非公開決定理由説明書の提出依頼
2. 24	○ 実施機関から公文書非公開決定理由説明書を受理 ○ 不服申立人に公文書非公開決定理由説明書の写しを送付 ○ 不服申立人に公文書非公開決定理由説明書に対する意見書の提出依頼
3. 7 (第52回審査会)	○ 審 議
3. 16	○ 不服申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理 ○ 不服申立人から提出された意見書の写しを実施機関へ送付
4. 13 (第53回審査会)	○ 実施機関の職員（建築調整室長ほか2名）から非公開理由説明の聴取 ○ 不服申立人から意見聴取
5. 10 (第54回審査会)	○ 審 議
6. 7 (第55回審査会)	○ 審 議
7. 5 (第56回審査会)	○ 審 議 ○ 答 申